消防防災航空体制のあり方検討会設置要綱

(目的)

第1条 長野県消防防災へリコプター「アルプス」の事故により、消防防災航空体制の機能が失われていることから、今後のあり方について県、市町村、消防本部が一体となって検討を行う場として、消防防災航空体制のあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 当面の消防防災航空体制の検討
 - (2) 中長期的な消防防災航空体制の検討
 - (3) その他検討会が必要と認める事項

(検討会)

- 第3条 検討会は、座長及び委員により構成する。
- 2 座長は、長野県危機管理部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 市町村長 4名
- (2) 県内消防本部(消防局)消防長 4名
- 4 座長は、検討会を招集し、統括する。
- 5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

- 第4条 検討会に作業部会を置く。
- 2 作業部会は、座長及び委員により構成する。
- 3 座長は、長野県危機管理部消防課長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 市町村職員 4名
- (2) 県内消防本部職員 13名
- (3) 長野県消防防災航空センター所長
- 5 前条第4項から第6項までの規定は、作業部会について準用する。

(事務局)

第5条 検討会及び作業部会の事務は、長野県危機管理部消防課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、座 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。